

2026年7月

お客様各位

遠軽信用金庫

「貸金庫規定」及び「全自動貸金庫規定」の改定について

平素より、当金庫をご利用いただき、厚くお礼申し上げます。

さて、この度、当金庫では金融庁による「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」の一部改正等を受け、さらなる貸金庫業務の適正化を図るため、貸金庫規定及び全自動貸金庫規定の改定をいたしますので、お知らせいたします。

なお、改定後の規定は、既に貸金庫をご利用いただいているお客様に対しても、適用されますので、ご了承ください。

記

1. 改定日

2026年10月1日（木）

2. 改定する規定

- （1）貸金庫規定
- （2）全自動貸金庫規定

3. 主な改定内容

- （1）貸金庫に格納いただけないもの（現金及び危険物など）を明記しております。
- （2）貸金庫をご契約いただいているお客様に対しまして、貸金庫の利用目的を確認させていただきます。
- （3）貸金庫をご利用の際に、利用状況をカメラ撮影又は職員の立会等により確認させていただきます。

4. 改定後の規定

改定後の規定は、「[貸金庫規定](#)」及び「[全自動貸金庫規定](#)」をご覧ください。

以上

～ご不明な点がございましたら当金庫の窓口までお問い合わせください。～